

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

令和 3 年 7 月 30 日

株式会社軽自動車館

(KEIJIDOUSYAKAN. Co., Ltd.)

代表取締役社長 阿部 章一

北海道札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2－2

札幌センタービル11F

011-200-0312 (代表)

取締役管理部長 三上 裕史

宝印刷株式会社

代表取締役社長 堆 誠一郎

東京都豊島区高田三丁目 28 番 8 号

[https://www.takara-](https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/)

[company.co.jp/ir/reference/](https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/)

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

株式会社軽自動車館

<https://www.keijidousyakan.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
売上高 (千円)	2,174,700	2,550,932	2,892,738
経常利益 (千円)	73,331	2,707	37,138
当期純利益 (千円)	47,678	127	25,876
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	44,012	44,012	44,012
発行済株式総数 (株)	51,600	51,600	51,600
純資産額 (千円)	161,779	161,906	187,783
総資産額 (千円)	766,593	958,696	1,146,654
1株当たり純資産額 (円)	3,135.26	3,137.73	3,639.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	924.00	2.46	501.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.1	16.9	16.4
自己資本利益率 (%)	34.6	0.1	14.8
株価収益率 (倍)	—	1,296.7	6.4
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,732	△141,765	△111,850
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△22,368	△42,070	△3,847
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	43,708	160,147	135,303
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	47,338	23,649	43,255
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	49 [21]	56 [24]	57 [24]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 5. 第21期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
 7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第21期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第 3 項の規定に基づき、第22期及び第23期の財務諸表について監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。
 8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
 9. 平成31年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成9年10月	北海道札幌市厚別区にアベ自動車販売を創業
平成10年5月	有限会社アベ自動車を資本金3百万円で設立し本社を北海道札幌市厚別区に置く
平成17年3月	軽自動車専門店「軽自動車館」1号店 厚別店を北海道札幌市厚別区にオープン
平成18年2月	軽自動車館 札幌北店を北海道札幌市北区にオープン
平成18年2月	本社を北海道札幌市北区に移転
平成18年9月	軽自動車館 札幌清田店を北海道札幌市清田区にオープン
平成18年12月	軽自動車館 札幌岩見沢店を北海道岩見沢市にオープン
平成19年3月	軽自動車館 北見店を北海道北見市にオープン
平成19年4月	有限会社アベ自動車を株式会社軽自動車館に組織及び商号変更、資本金を10百万円に増資
平成19年10月	軽自動車館 旭川店を北海道旭川市にオープン
平成19年11月	軽自動車館 函館店を北海道函館市にオープン
平成20年3月	軽自動車館 苫小牧店を北海道苫小牧市にオープン
平成20年11月	資本金を20百万円に増資
平成21年1月	札幌清田店を札幌北店へ統合
平成25年10月	札幌北店と厚別店を統合し、札幌本店に名称変更
平成25年10月	軽自動車館 帯広店を北海道帯広市にオープン
平成26年4月	岩見沢店を札幌本店へ統合
平成26年4月	函館店を函館市西桔梗町に移転
平成29年3月	資本金を44百万円に増資
平成29年9月	軽自動車館 新さっぽろ店を北海道札幌市厚別区にオープン
平成30年2月	軽自動車館 釧路店を北海道釧路市にオープン
平成30年9月	軽自動車館 いわみざわ店を北海道岩見沢市にオープン
平成31年3月	軽自動車館 せんだい店を宮城県仙台市泉区にオープン
令和元年9月	(株)東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
令和元年11月	本社を北海道札幌市中央区に移転
令和2年1月	軽自動車館 札幌東店を北海道札幌市東区にオープン
令和2年5月	軽自動車館 札幌南店を北海道札幌市南区にオープン

3 【事業の内容】

当社は、自動車販売事業として中古軽自動車販売、整備、保険代理店及び軽自動車買取を主な事業として取り組んでおります。

当社の事業内容は以下のとおりであります。なお、当社は自動車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売事業の単一セグメントとしております。

① 中古軽自動車販売事業

軽自動車は、登録自動車（一般的に言う普通車）よりも税金を含めた維持費の負担が軽いという認識が世間一般に認知され、軽自動車という一つの人気カテゴリーが確立されており、それに伴って軽自動車の新/中古車販売および全国の自動車保有台数に占める軽自動車の割合は、毎年堅調に増加を続けています。

当事業は、そのような軽自動車の中でも「中古の軽自動車」に特化した専門店を展開して、数多くの車種を幅広い価格構成で揃え、消費者の多種多様なニーズに応えております。

当社の販売の基本方針は、「総額表示・修復歴ゼロ・サビが少ない」という3項目を柱に据えています。

「総額表示」

支払総額を公表せず車両本体価格を安価に表示して集客を行う販売手法を採用している中古車販売店もありますが、当社は最終的な支払総額を明示することによって顧客に納得して車を購入していただくことが重要であると考えております。

「修復歴ゼロ」

大きな事故などの外的要因により車体の骨格部分まで損傷を受けた車は「修復歴あり」と言われていますが、そのような車は後々故障が発生する大きなリスクを抱えております。

当社では修復歴のある自動車は一切取扱いません。

「サビが少ない」

自動車の寿命を大きく縮めてしまうサビ。特に潮風の影響を直接受ける沿岸部や塩分が多量に含まれる融雪剤を道路散布する積雪地域の自動車は、急速にサビが進行していきます。当社は、商品車の大部分を前述した地域以外から厳選して仕入を行うことで、サビの少ない高品質な自動車を多数取り揃えております。

このように「総額表示・修復歴ゼロ・サビが少ない」を打ち出し、「中古車＝不安」というイメージを抱く消費者へ安心感を与えることで他社との差別化を図っています。

さらに、軽自動車というカテゴリー一つに絞ることにより効率よく密度の高い社員教育を行うことも可能となります。

集客については、ウェブ広告をはじめ、インターネット媒体、テレビCM等を利用しております。

② 整備事業

当事業は、販売した自動車の整備、修理及び車検整備を主に行い、収益の増加に寄与しております。購入後のオイル交換や修理等を承ることで顧客満足度を高め、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っていきます。

なお、当事業において、自社整備工場としては苫小牧店のみの運営となっておりますが、今後は各店舗にて展開することも検討してまいります。

③ 保険代理店事業

当事業は、損害保険会社の代理店業務として、自動車販売時の新規保険獲得、その後の保険満期継続の獲得を行っております。自動車保険は顧客との繋がりを深く持つ重要なツールであるため、定期的に損害保険会社を交えた社内教育を実施することで顧客満足度を高め、それによって保険継続率を向上させ、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っていきます。

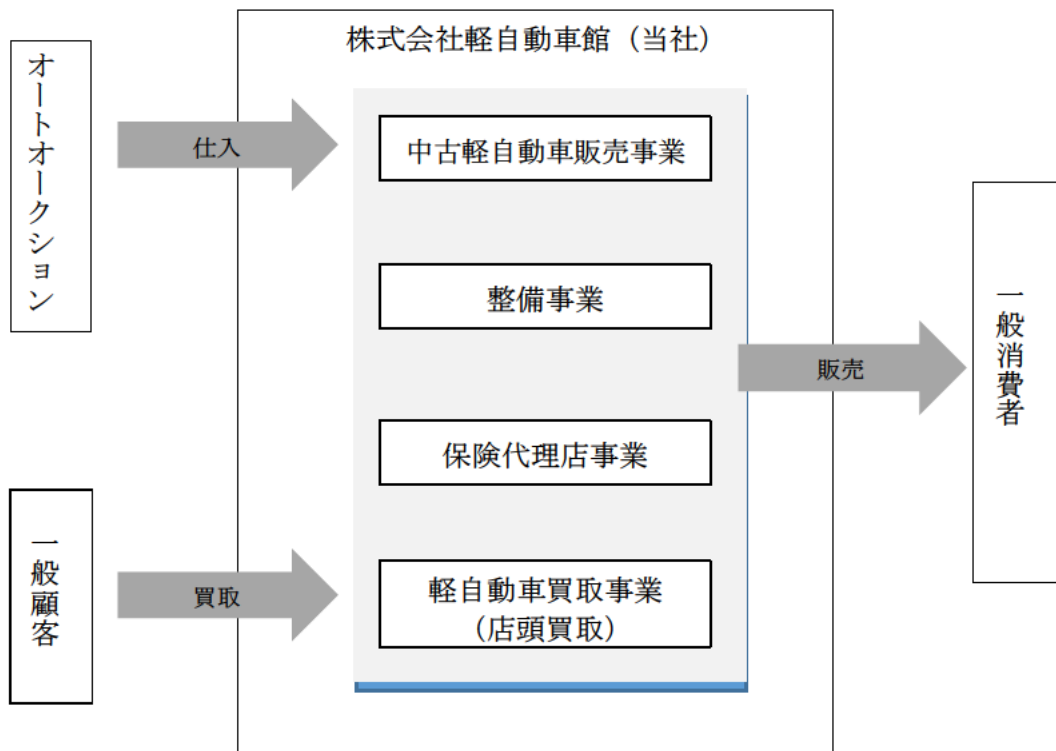
④ 軽自動車買取事業

当事業は、お客様の持込みによる自動車買取り及び自動車販売における下取車の買取りを行っております。多様な仕入ルートを開拓することで、オートオークションのみに依存することなく商品を確保するための重要な事業であり、今後はより積極的な事業展開を図っていく必要があると考えております。

(注) オートオークションとは、自動車の販売及び買取を業とする者が、商いのために自動車を売買する会員制の自動車競り市場のことを言います。

[事業系統図]

以上で述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

令和3年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
57[24]	39.0	4.0	3,874

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、自動車販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」という）のワクチン接種が始まるなど本感染症が収束に向かう期待はされるものの、年度を通して不透明な状況が続きました。

当社が属する自動車販売業界におきましても、令和2年は通年で新車、中古車とも販売台数が前年を下回りました。令和3年に入ってから若干持ち直しの動きが出てまいりましたが、本格的な景気回復には時間がかかるものと予測しております。

このような状況のもと、当社はウェブ広告に注力することにより新たな顧客層の集客を図るとともに、販売面では付属品の販売強化などによる収益力の向上に取り組んでまいりました。

費用面では給与水準アップ等により人件費が増加したほか、新規出店により賃借料が増加した一方で、テレビCMを抑制したことにより広告宣伝費は減少しました。

また、営業外収益には本感染症の影響に伴い国から支給された家賃支援給付金等を助成金収入として計上いたしました。

以上の結果、売上高は2,892,738千円（前年同期比13.4%増）、営業利益は27,415千円（同44.6%増）、経常利益は37,138千円（同34,430千円増）、当期純利益は25,876千円（同25,749千円増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、43,255千円と前事業年度末に比べ19,605千円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果減少した資金は、111,850千円（前年同期は141,765千円の減少）となりました。この主な要因は、たな卸資産の増加160,751千円、売上債権の増加25,433千円が生じた一方で、税引前当期純利益37,406千円、法人税等の還付額15,768千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果減少した資金は、3,847千円（前年同期は42,070千円の減少）となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出3,301千円、敷金及び保証金の差入による支出1,200千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果増加した資金は、135,303千円（前年同期は160,147千円の増加）となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入318,000千円が生じた一方で、短期借入金の減少120,000千円、長期借入金の返済による支出55,999千円が生じたこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の項目別仕入実績は次のとおりであります。

項目	仕入高(千円)	前期比(%)
商品車	2,188,456	+17.7
部用品	180,789	△1.3
合計	2,369,246	+16.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の店舗別販売実績は次のとおりであります。

店舗	販売高(千円)	前期比(%)
本社	52,193	+32.4
札幌本店	266,705	△19.9
新さっぽろ店	411,433	+9.4
札幌東店	354,713	+200.2
札幌南店	168,274	—
いわみざわ店	41,551	△24.0
北見店	161,806	△5.9
旭川店	124,591	△1.8
函館店	194,334	△9.8
苫小牧店	466,930	△2.5
帯広店	299,557	+6.4
釧路店	155,689	△10.4
せんだい店	194,957	+7.8
合計	2,892,738	+13.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「軽自動車専門店として、お客様の立場に立った営業を心掛け、安くて品質の良い安心な軽自動車を提供する」という経営理念のもと、

- ① 総額表示の明朗会計
- ② 修復歴なしの車のみ販売
- ③ サビの少ない車を販売

これら3つの条件を満たしたうえで、人々の生活になくてはならない自動車を販売することで社会に貢献することを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、継続的な企業成長のために特に重要な指標として、売上高経常利益率などを意識するとともに、安定性に関する指標である自己資本比率や流動比率を高めるべく経営に取り組んでおります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、将来的に北海道のみならず東北地方をはじめとする本州エリアにも積極的に出店を行い、売上及び利益の最大化を目指してまいります。

出店に関しては、主要都市近郊など人口の多いエリアへの出店を行うほか、特定のエリアに複数の店舗を置くことで在庫の共有化を図り、より成約率を高めることなどを基本的戦略として取り組む所存であります。また、買取事業や整備事業等の強化により顧客サービスを充実させ、これによって顧客をリピーターとして囲い込むことも重要な戦略と位置づけて取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

自動車全体における軽乗用車の保有比率はこの二十数年間上昇し続けており、中古軽自動車販売事業にとっては追い風となっておりますが、その一方で若年層の自動車離れや高齢者の運転免許返納が増えるなどの問題が影を落としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式の模索が行われていることや、電気自動車への移行が急速に進む可能性など、当社が扱う軽自動車に対する消費者の姿勢にも変化が生じることも考えられます。

このような状況において当社は下記の各項目を重要課題として取り組んでおります。

① 新規店舗の出店

新規店舗出店による成長戦略により、道内及び国内での販売シェアを拡大していく方針であります。引き続き道内に新規店舗の出店を行うことを検討しておりますが、道外への出店も行っていきたいと考えております。

道外に出店する場合は現在のビジネスモデルが通用する降雪エリアにおける出店を優先的な出店候補地として選定してまいります。良好な環境の候補地が見つかった場合には降雪エリア以外への出店も考えております。

② 既存店の収益向上

既存店の収益向上を図るため車両販売以外の売上高、すなわち付属品販売、ローン手数料収入及び保険代理店収入の拡大、さらには整備工場の新設による整備売上の増大などによる利益の底上げに取り組んでまいります。

③ 仕入先の多様化

当社の仕入に関しては、現状そのほとんどをオートオークション会場から調達しております。今後新規出店により店舗数が増えてきた場合、オートオークションによる仕入のみに依存すると仕入単価が上昇し、

必要な車両を適正な価格で仕入れることが困難となる可能性があります。

そのような事態に備えるために、オートオークション以外に下取りまたは買取りによる仕入を強化していく必要があると考えております。出店計画にあわせて仕入強化に対する投資も検討してまいります。

④ 広告戦略の多様化

これまで、当社キャラクター『軽自動車マン』を使用したテレビCMによるイメージ広告を中心に宣伝広告を行ってまいりましたが、今後はウェブ広告に重心を置いた広告を模索していく必要があると考えております。

⑤ 人材育成

顧客満足度を高めブランドを構築するためには、人材育成が不可欠であります。

在庫商品に関する知識、ローンや保険に関する知識、コミュニケーション能力など営業を行う上で重要なスキルを身につけるべく、社内外の研修を受講するほか OJT による社員教育などを計画的に実施する方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業等のリスクで投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスクの発生を十分に認識した上で、発生を極力回避し、また発生した場合には適切に対応を行うための努力を継続してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) オートオークションへの依存について

当社は、商品車のほとんどをオートオークション会場から仕入れております。何らかの理由によるオートオークション市場の需給変化に伴い仕入単価が上昇したり、オートオークション市場自体が縮小した場合、想定したとおりに仕入が行えないリスクがあります。この場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 新規出店計画に係るリスクについて

当社は、今後継続的に新規店舗を出店する方針ですが、適切な物件が見つからない場合、計画的に出店できない可能性があります。また、出店に必要な人材獲得ができない場合や、新規出店に必要な資金の一部を金融機関から調達できない場合には出店が遅延する可能性があります。このような場合には当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材獲得について

当社は、顧客の立場に立ったサービスを心掛けることを経営理念としておりますが、そのためには優秀な人材を獲得し、継続的に教育していく必要があります。しかしながら、人材採用において売り手市場が続き、人材獲得が計画通りできない場合には、サービス力の低下や人件費が上昇するなど当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 代表取締役社長への依存について

当社においては、代表取締役社長の阿部章一が経営方針や経営戦略の策定に重要な役割を果たしております。当社は取締役を増員するとともに、営業部長及び仕入部長を設置するなど、組織的経営に向け取り組んでおりますが、同氏何らかの事由で業務遂行できなくなった場合、事業展開や業績に影響を与える

可能性があります。

(5) 古物営業法について

当社の行う中古自動車販売及び買取事業は古物営業法の規制を受けます。古物営業法の目的は、盗品等の売買の防止及び速やかな発見を行うことにより犯罪を防止し、また被害の迅速な回復に資することです。当社は古物取扱業者として、公安委員会より許可を受け、中古自動車の販売及び買取業務を行っております。当該許可には有効期限は定められていませんが、古物営業法に違反した場合、営業の停止及び許可の取り消し処分を受けることがあります。

当社では、必要に応じて警察署への届出を行うとともに古物営業法の遵守に努めており、現時点において違反事由は発生しておりませんが、今後法令の改正があった際の対応の遅れ等により監督当局より処分を受ける可能性は皆無ではなく、その場合には営業許可の取消等により当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 税制改正について

当社の主力商品である軽自動車については、普通車に比べて自動車税が軽減されていますが、今後の政府の政策により軽自動車に対する自動車税率の引き上げが行われた場合、消費者の軽自動車に対する購買意欲が下がる要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) その他法改正について

当社は、古物営業法の他にも、道路運送車両法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）及び保険業法等の規制も受けております。

これら関係法規等の改廃や新設があり、当社が適切に対応できない場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 資金調達について

新規に出店を行う場合、自己資金のほか金融機関からの借入によって必要資金を賄うこととなりますが、新規出店のタイミングによっては営業キャッシュ・フローがマイナスになることがあるなど、現状では金融機関からの評価が盤石であると言える状況ではありません。

そのため、業績の状況によっては必要な資金を調達することができず、計画通りに出店を行うことができない可能性があります。

今後、本州に販売店を出店することにより収益力を向上させるとともに、買取専門店を出店することで仕入単価を低く抑えることによって、より強固な収益基盤を構築し、金融機関からの評価を上げていく必要があります。それによって、必要とする資金調達を確実に行うことが可能となり、より一層の成長を実現させることができるものと考えております。

(9) 個人情報管理について

当社は、成約時に顧客の個人情報を取得します。個人情報の管理については、研修等により役職員の個人情報保護に対する意識を啓蒙するとともに個人情報保護に関する諸規程に基づき慎重かつ適切に取り扱っております。

しかしながら、万が一何らかの事情で個人情報が漏洩した場合、当社の信用低下や損害賠償請求等により当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 競合リスクについて

当社が属する自動車販売市場は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化などにより今後縮小していくと考えられます。このような環境においては、従来にも増して同業他社との競争が激しくなっていくものと予想されます。その場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 新型コロナウイルス感染症

当社は、新型コロナ感染症の流行時においても、感染予防策を徹底したうえで営業を継続してまいりましたが、同感染症の再流行による経済活動の長期的な停滞が生じた場合には、来店客数の減少や消費意欲の減退などにより、当社の業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟リスクについて

本発行者情報公表日現在において業績に重要な影響を及ぼす訴訟は存在しませんが、将来何らかの事情により重要な訴訟が提起された場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 関連当事者取引について

令和3年4月期末時点において、当社と関連当事者との間に以下の取引があります。

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要 株主	阿部章一	—	—	当社代 表取締 役社長	(被所 有) 直接 94.96	債務被保 証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)	472,421	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(14) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなるとを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又

は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会

の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 2 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限され

ていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は848,696千円となり、前事業年度末に比べ196,457千円の増加となりました。その主な要因は、商品が160,702千円、売掛金が25,433千円増加した一方で、その他流動資産に含まれる未収入金が14,117千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は297,958千円となり、前事業年度末に比べ8,500千円の減少となりました。その主な要因は、建物が5,925千円、工具、器具及び備品が3,000千円減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は471,452千円となり、前事業年度末に比べ93,933千円の減少となりました。その主な要因は、短期借入金が120,000千円減少した一方で、未払法人税等が13,231千円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は487,418千円となり、前事業年度末に比べ256,014千円の増加となりました。その主な要因は、長期借入金が257,597千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は187,783千円となり、前事業年度末に比べ25,876千円の増加となりました。その要因は当期純利益の計上により利益剰余金が25,876千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は前事業年度と比較して 341,805 千円増加し、2,892,738 千円（前年同期比 13.4%増）となりました。これは主に前事業年度に出店した札幌東店がフル稼働したこと及び当事業年度に札幌南店を出店したことにより売上が増加したことによるものであります。

(売上総利益)

売上総利益は前事業年度と比較して 57,060 千円増加し、684,193 千円（前年同期比 9.1%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は前事業年度と比較して 48,603 千円増加し、656,778 千円（前年同期比 8.0%増）となりました。これは主に前事業年度に新規出店した札幌東店がフル稼働したことに伴い人件費及び賃借料等が増加したことに加えて、当事業年度に新規出店した札幌南店に係る費用が発生したこと等によるものであります。

(営業利益)

営業利益は前事業年度と比較して 8,457 千円増加し、27,415 千円（前年同期比 44.6%増）となりました。

(経常利益)

経常利益は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国から支給された家賃支援給付金等を助成金収入として計上した一方で、上場関連費用が減少したことなどにより、前事業年度と比較して 34,430 千円増加し、37,138 千円（前期は 2,707 千円）となりました。

(当期純利益)

当期純利益は前事業年度と比較して 25,749 千円増加し、25,876 千円（前期は 127 千円）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、店舗におけるエアコン工事等を中心として、6,049千円を投資いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和3年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (北海道札幌市中央区)	本社機能	6,441		1,900	8,342	11
札幌本店 (北海道札幌市北区)	店舗	10,598	90,280 (3,079.56)	114	100,993	4
新さっぽろ店 (北海道札幌市厚別区)	店舗	9,904		1,713	11,618	5
札幌東店 (北海道札幌市東区)	店舗	13,841		10,276	24,117	4
札幌南店 (北海道札幌市南区)	店舗	9,422		199	9,621	3
いわみざわ店 (北海道岩見沢市)	店舗	4,262		557	4,820	1
北見店 (北海道北見市)	店舗	971			971	4
旭川店 (北海道旭川市)	店舗	1,711			1,711	2
函館店 (北海道函館市)	店舗	2,629			2,629	4
苫小牧店 (北海道苫小牧市)	店舗及び 工場	28,564	30,480 (3,787.10)	276	59,321	8
帯広店 (北海道帯広市)	店舗	2,777		98	2,875	4
釧路店 (北海道釧路市)	店舗	4,924			4,924	4
せんだい店 (宮城県仙台市泉区)	店舗	3,700		6,000	9,700	3

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに車両運搬具であります。
4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は104,571千円であります。
5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
店舗	LED照明設備	1,519	4,752

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末現在発行数 (株) (令和3年4月30日)	公表日現在発行数 (株) (令和3年7月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	160,000	108,400	51,600	51,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	160,000	108,400	51,600	51,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成31年4月3日	51,084	51,600	—	44,012	—	—

(注) 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

令和3年4月30日現在

(7) 【大株主の状況】

令和3年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阿部章一	札幌市厚別区	49,000	94.96
軽自動車館従業員持株会	札幌市中央区北5条西6丁目2-2札幌センタービル11階	900	1.74
稲場俊憲	札幌市東区	600	1.16
三上裕史	札幌市北区	200	0.39
近藤 充	北海道苫小牧市	200	0.39
海馬英明	札幌市北区	200	0.39
船水和人	札幌市北区	200	0.39
佐藤利彌	北海道函館市	200	0.39
株式会社インサイト	札幌市中央区北4条西3丁目3-1札幌駅前合同ビル6階	100	0.19
計	—	51,600	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,600	516	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	51,600	—	—
総株主の議決権	—	516	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を行った実績はありませんが、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

将来的には株主への利益還元を実施していく方針ではありますが、当社は現在成長段階にあり、利益を内部留保することにより成長に向けた投資を行うことで更なる成長を実現させることが企業価値の最大化につながるものと考えております。内部留保した資金は主に新規出店に係る投資等に充てる予定であります。

現時点においては配当実施の可能性及び実施時期について未定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
最高(円)	—	3,190	3,190
最低(円)	—	3,190	3,190

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、令和元年9月26日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月
最高(円)	3,190	—	3,190	—	3,190	—
最低(円)	3,190	—	3,190	—	3,190	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 令和2年12月、令和3年2月及び4月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	阿部 章一	昭和38年12月12日生	平成 9年10月 平成10年 5月 平成19年 4月	アベ自動車販売設立 有限会社アベ自動車代表取締役 当社代表取締役社長（現任）	(注)2	(注)4	49,000
取締役	管理部長	三上裕史	昭和47年7月26日生	平成 3年 4月 平成15年 4月 平成15年 4月 平成18年 2月 平成19年 4月	㈱日産サニー札幌（現 札幌日産自動車 ㈱）入社 同社退社 有限会社アベ自動車入社 札幌北店店長 当社取締役管理部長（現任）	(注)2	(注)4	200
取締役	—	近藤 充	昭和56年9月6日生	平成16年 4月 平成18年 3月 平成18年 3月 平成20年 3月 平成26年 6月	日産プリンス札幌販売㈱入社 同社退社 有限会社アベ自動車入社 苫小牧店店長（現任） 当社取締役（現任）	(注)2	(注)4	200
取締役	営業部長	稲場俊憲	昭和49年12月30日生	平成17年 7月 平成17年11月 平成18年 1月 平成19年11月 平成21年 1月 平成28年12月 令和 2年 5月 令和 2年12月	㈱札幌タック自動車入社 同社退社 有限会社アベ自動車入社 厚別店店長 札幌本店店長 当社取締役営業部長 取締役仕入部長 取締役営業部長（現任）	(注)2	(注)4	600
監査役 (常勤)	—	福田 仁	昭和34年8月14日生	昭和59年 4月 平成18年11月 平成18年11月 平成28年 7月	㈱エムジー・コーポレーション入社 同社退社 ㈱ハノハノ非常勤取締役（現任） 当社監査役（現任）	(注)3	(注)4	—
監査役	—	植木保教	昭和28年1月25日生	平成元年 7月 平成21年 7月 平成25年 6月 平成25年 7月 平成28年 8月	三井住友海上火災保険㈱入社 同社金融法人部長就任 同社退社 ㈱UEKIビジネスパートナーズ 代表取締役（現任） 当社監査役（現任）	(注)3	(注)4	—
計								50,000

- (注) 1. 監査役福田仁及び植木保教は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、令和2年7月30日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成31年3月25日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 令和3年4月期における役員に対する報酬は総額で44,539千円を支給しております。

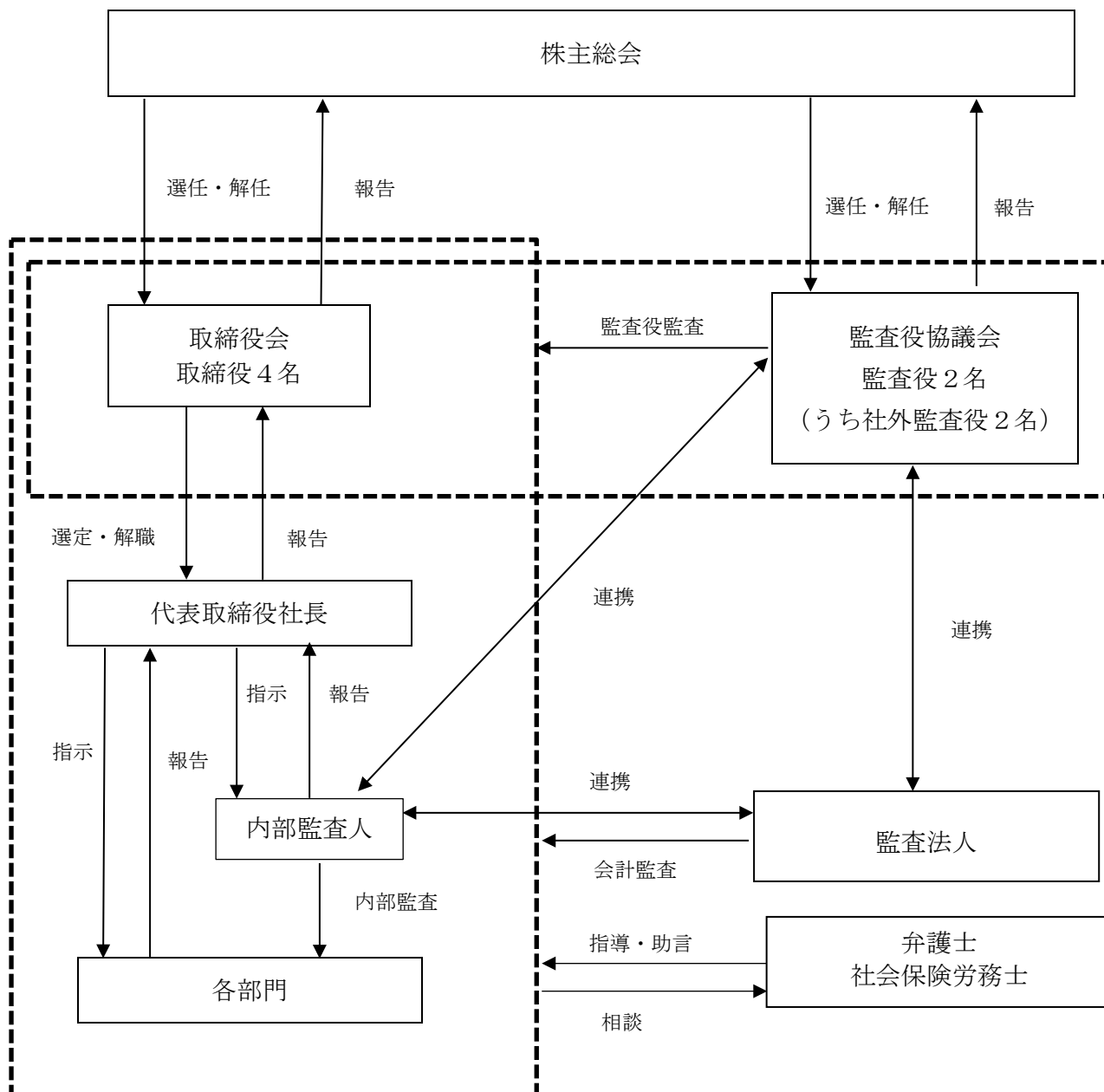
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「経営の透明性の確保」、「監督機能の強化」、「内部統制の徹底」、「コンプライアンスの遵守」及び「株主を始めとするステークホルダーと良好な関係を構築すること」をコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

② 企業統治の体制の概要



(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成されております。

当社は、毎月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、経営の基本方針の決定や取締役の業務執行状況の監督、業績の報告のほか法令で定められた重要事項について審議・決定を行っております。

取締役会には取締役4名のほか監査役2名も出席し、必要に応じて意見・助言等を受けております。

(b) 監査役協議会

当社は、毎月1回定例監査役協議会を、また必要に応じて臨時監査役協議会を開催しております。

監査役2名は毎月取締役会に、また常勤監査役については取締役会のほかに重要な会議等にも出席しており、それぞれ豊富な知識と経験に基づいて取締役の業務執行状況を十分に監督しております。

また、監査法人とも連携をとって意見交換を行うことで監査の有効性及び効率性を高めております。

(c) 内部監査

当社の内部監査は、少人数組織であることから独立した内部監査部門を設けておりません。代表取締役から指名された内部監査人（1名）が行っております。具体的には経営企画室所属の内部監査人が内部監査を実施します。

内部監査の結果については、被監査部門長に伝達するとともに、その後の改善状況を確認しております。

内部監査責任者は、直轄である代表取締役社長に対して内部監査結果を適時に報告しており、また、監査役及び監査法人とも定期的に意見交換及び情報共有を行っております。

③ 内部統制システムの整備状況

内部統制については、「内部統制システムの基本方針」を平成28年9月15日開催の取締役会で定め、その整備を行っております。内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、顧客満足度の向上を通じて社会貢献を行うことを念頭においた企業行動をとり、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行っております。

②当社は、管理部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な研修を実施しております。また、監査役及び内部監査部門が連携し、「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に定める方法により、本社及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査します。

③当社は、法令もしくは定款上疑義のある行為等に関する通報制度を整備するとともに、それを告発した使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し制度の実効性を担保しております。

④反社会的勢力を排除する姿勢を明確にし、役職員にそれを徹底しております。

具体的には、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備・運用し、株主をはじめ取引先、従業員等に反社会的勢力との関わりがないかどうかチェックしております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。

②取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険に関しては、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会において検討し、リスクの発生を未然に防ぎ、また発生したリスクの拡大を防止することに努めております。
- ②リスク管理委員会は原則として年2回開催され、その活動状況は必要に応じて取締役会に報告されます。
- ③リスク管理体制の有効性については内部監査人が監査を行っております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は原則毎月開催し、経営上の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、必要な場合は臨時取締役会を開催し、機動的に意思決定が行えるようにしております。
- ②取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、組織規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

(e) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名します。
- ②指名された使用人への指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事異動等については監査役の承認を得たうえで決定するものとしております。

(g) 取締役及び監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項

- ①取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、必要な情報提供を行うものとしております。
- ②取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び重大な法令・定款違反等を発見した場合、直ちに監査役に報告することとしております。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長と定期的に面談を行い監査上の重要事項について報告、意見交換を行います。
- ②監査役は、取締役会のほか必要に応じて各種会議に出席することができます。
- ③監査役は、監査法人と定期的に情報交換を行い、また必要に応じて報告を求めることができます。

④ リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理委員会においてリスクの把握及び対策の検討を行うことにより、リスクの管理に努めております。

また、リスク管理体制を強化するために、事業計画、予算及び社内規程に沿った業務遂行を行い、内部監査人の内部監査によってその運用状況を監視しております。

更に、必要な場合には、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受けることとしており、リスクの早期発見及び防止に取り組んでおります。

⑤ 社外監査役

当社の社外監査役は2名（うち1名は常勤監査役）であります。

社外監査役2名と当社の間に、特別の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役である福田仁および植木保教の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度として負担するものとしております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役である福田仁および植木保教の両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、監査を受けております。令和3年4月期における監査体制は以下のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名）

指定社員 業務執行社員 堀 俊介

指定社員 業務執行社員 御器 理人

（注）1．継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

2．同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

（監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 2名

その他 1名

⑦ 役員の報酬等

イ 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	40,939	40,939	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	3,600	3,600	—	—	—	2

ロ 発行者の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の 員数（名）	内 容
2,189	1	営業職を兼務している役員の歩合給相当額であります。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬の決定は、平成30年7月24日開催の定時株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。

また、監査役報酬については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役協議会で決定しております。

⑧ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑨ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主と取引を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、取引の可否、条件等について慎重に検討を行い、当該取引等の必要性及び取引条件が第三者との通常取引と相違しないことを指針としております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑭ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な配当政策を実現するために、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは中間配当を取締役会の権限とする

ことにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑮ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑯ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役である福田仁及び植木保教の両氏とは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度として負担するものとしております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役である福田仁および植木保教の両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	4,020	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査人より監査の体制・手続き・日程等の監査計画の提示を受け、その内容を検証の上、監査役の同意を得て代表取締役社長が決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(令和2年5月1日から令和3年4月30日まで)の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,649	43,255
売掛金	39,484	64,918
商品	549,371	710,073
貯蔵品	189	239
前払費用	14,327	15,102
その他	25,215	15,107
流動資産合計	652,238	848,696
固定資産		
有形固定資産		
建物	110,381	110,941
減価償却累計額	△27,225	△33,710
建物(純額)	※1 83,156	※1 77,231
構築物	47,844	48,061
減価償却累計額	△23,580	△25,542
構築物(純額)	※1 24,263	※1 22,518
車両運搬具	5,207	6,129
減価償却累計額	△4,375	△4,549
車両運搬具(純額)	831	1,579
工具、器具及び備品	32,380	35,029
減価償却累計額	△9,821	△15,471
工具、器具及び備品(純額)	22,558	19,557
土地	※1 120,761	※1 120,761
建設仮勘定	—	529
有形固定資産合計	251,571	242,178
投資その他の資産		
敷金及び保証金	36,933	37,923
長期前払費用	4,917	3,690
繰延税金資産	12,044	12,959
その他	991	1,206
投資その他の資産合計	54,886	55,779
固定資産合計	306,458	297,958
資産合計	958,696	1,146,654

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,372	72,395
短期借入金	365,000	245,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 34,536	※1 38,940
リース債務	6,402	7,032
未払金	20,230	9,317
未払費用	29,330	28,936
未払法人税等	865	14,096
前受金	9,804	21,514
賞与引当金	17,068	15,893
その他	4,777	18,327
流動負債合計	565,386	471,452
固定負債		
社債	80,000	80,000
長期借入金	※1 118,884	※1 376,481
リース債務	21,852	17,540
長期未払金	2,870	2,870
退職給付引当金	7,797	10,526
固定負債合計	231,404	487,418
負債合計	796,790	958,870
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,012	44,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	117,894	143,771
利益剰余金合計	117,894	143,771
株主資本合計	161,906	187,783
純資産合計	161,906	187,783
負債純資産合計	958,696	1,146,654

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
売上高	2,550,932	2,892,738
売上原価		
商品期首たな卸高	429,898	549,371
当期商品仕入高	2,043,272	2,369,246
合計	2,473,170	2,918,617
商品期末たな卸高	549,371	710,073
売上原価合計	1,923,799	2,208,544
売上総利益	627,132	684,193
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	67,107	36,941
役員報酬	35,895	44,539
給料手当	198,411	237,883
賞与	20,465	16,991
賞与引当金繰入額	17,068	15,893
退職給付費用	2,240	2,881
法定福利費	37,302	43,477
水道光熱費	23,402	22,848
支払手数料	14,791	16,026
車両費	9,544	9,921
減価償却費	11,146	15,267
賃借料	81,383	104,571
リース料	9,440	12,209
その他	79,975	77,326
販売費及び一般管理費合計	608,174	656,778
営業利益	18,958	27,415
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
還付金収入	6,550	8,468
助成金収入	—	9,101
その他	1,795	2,248
営業外収益合計	8,346	19,819
営業外費用		
支払利息	9,542	8,296
社債利息	35	313
社債発行費	1,607	—
支払保証料	1,111	1,435
上場関連費用	12,000	—
その他	300	50
営業外費用合計	24,596	10,095
経常利益	2,707	37,138
特別利益		
固定資産売却益	—	267
特別利益合計	—	267
税引前当期純利益	2,707	37,406
法人税、住民税及び事業税	1,632	12,444
法人税等調整額	948	△915
法人税等合計	2,580	11,529
当期純利益	127	25,876

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)

(単位：千円)

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)

(単位：千円)

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,707	37,406
減価償却費	11,146	15,267
賞与引当金の増減(△は減少)	△2,404	△1,175
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,452	2,729
受取利息及び配当金	△0	△0
還付金収入	△6,550	△8,468
助成金収入	—	△9,101
支払利息及び社債利息	9,578	8,610
社債発行費	1,607	—
支払保証料	1,111	1,435
固定資産売却益	—	△267
売上債権の増減額(△は増加)	△19,418	△25,433
たな卸資産の増減額(△は増加)	△119,483	△160,751
仕入債務の増減額(△は減少)	33,656	△4,976
前受金の増減額(△は減少)	△14,914	11,710
未払金の増減額(△は減少)	8,950	△10,913
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,661	15,578
その他	△1,227	△7,994
小計	△95,451	△136,346
利息及び配当金の受取額	0	0
還付金の受取額	6,550	8,468
助成金の受取額	—	9,101
利息及び保証料の支払額	△14,534	△7,978
法人税等の還付額	—	15,768
法人税等の支払額	△38,330	△865
営業活動によるキャッシュ・フロー	△141,765	△111,850
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△25,897	△3,301
有形固定資産の売却による収入	—	444
敷金及び保証金の返還による収入	—	210
敷金及び保証金の差入による支出	△16,183	△1,200
その他	10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,070	△3,847
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	120,000	△120,000
社債の発行による収入	78,392	—
長期借入れによる収入	—	318,000
長期借入金の返済による支出	△34,536	△55,999
リース債務の返済による支出	△3,709	△6,697
財務活動によるキャッシュ・フロー	160,147	135,303
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△23,688	19,605
現金及び現金同等物の期首残高	47,338	23,649
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,649	※1 43,255

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

- ・平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
- ・平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

- ・平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ・平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
- ・平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～34年
構築物	4年～20年

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 12,959 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準 31 号 令和 2 年 3 月 31 日)を当事業年度に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社の属する自動車販売業界においては、新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という)の拡大に伴う外出自粛要請などにより販売が一時的に落ち込むことはあったものの、年度を通してみれば相対的には堅調な業績でありました。

本感染症の収束時期や再拡大の可能性等を正確に予測することは困難ですが、今後につきましても業績に与える影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損及び税効果会計等に係る会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和 2 年 4 月 30 日)	当事業年度 (令和 3 年 4 月 30 日)
建物	35,028千円	32,440千円
構築物	1,754 〃	1,511 〃
土地	120,761 〃	120,761 〃
計	157,544千円	154,713千円

	前事業年度 (令和 2 年 4 月 30 日)	当事業年度 (令和 3 年 4 月 30 日)
1 年内返済予定の長期借入金	27,504千円	27,504千円
長期借入金	98,374 〃	70,870 〃
計	125,878千円	98,374千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	51,600	—	—	51,600
合計	51,600	—	—	51,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	51,600	—	—	51,600
合計	51,600	—	—	51,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
現金及び預金	23,649千円	43,255千円
現金及び現金同等物	23,649千円	43,255千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び負債の額	20,888千円	2,803千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗におけるLED照明設備(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗におけるLED照明設備(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に中古軽自動車の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、当該売掛金の回収を条件として商品を引渡すため顧客の信用リスクは極めて低いものと考えております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新するなどの方

法により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	23,649	23,649	—
(2) 売掛金	39,484	39,484	—
資産計	63,134	63,134	—
(1) 買掛金	77,372	77,372	—
(2) 短期借入金	365,000	365,000	—
(3) 前受金	9,804	9,804	—
(4) 社債	80,000	80,000	—
(5) 長期借入金(*)	153,420	151,900	△1,519
負債計	685,596	684,076	△1,519

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,649	—	—	—
売掛金	39,484	—	—	—
合計	63,134	—	—	—

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	365,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	80,000
長期借入金	34,536	34,536	34,536	30,916	8,230	10,666
合計	399,536	34,536	34,536	30,916	8,230	90,666

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	43,255	43,255	—
(2) 売掛金	64,918	64,918	—
資産計	108,174	108,174	—
(1) 買掛金	72,395	72,395	—
(2) 短期借入金	245,000	245,000	—
(3) 前受金	21,514	21,514	—
(4) 社債	80,000	80,000	—
(5) 長期借入金(*)	415,421	407,813	△7,607
負債計	834,330	826,723	△7,607

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	43,255	—	—	—
売掛金	64,918	—	—	—
合計	108,174	—	—	—

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	245,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	80,000
長期借入金	38,940	60,764	63,914	47,674	63,500	140,629
合計	283,940	60,764	63,914	47,674	63,500	220,629

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職給付制度を採用しております。

なお、当該退職給付制度は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
退職給付引当金の期首残高	6,345	7,797
退職給付費用	2,240	2,881
退職給付の支払額	△788	△152
退職給付引当金の期末残高	7,797	10,526

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	7,797	10,526
退職給付引当金	7,797	10,526
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,797	10,526

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	2,240	2,881

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,820千円	5,438千円
未払社会保険料	814 "	761 "
未払事業税	—	1,107
繰越欠損金	2,450 "	—
退職給付引当金	2,658 "	3,602 "
長期未払金	978 "	982 "
その他	551 "	1,067 "
繰延税金資産合計	13,275千円	12,959千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	1,230千円	—
繰延税金負債合計	1,230千円	—
繰延税金資産純額	12,044千円	12,959千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
法定実効税率	34.10%	34.22%
(調整)		
税額控除	—	△6.11%
住民税均等割等	60.29%	5.15%
軽減税率適用による影響	—	△2.49%
その他	0.92%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	95.31%	30.82%

(資産除去債務関係)

当社が使用している店舗については、不動産賃貸契約により、退店時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 96.32	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注)	153,420	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 94.96	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注)	472,421	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
1株当たり純資産額	3,137.73円	3,639.21円
1株当たり当期純利益	2.46円	501.49円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和元年5月1日 至 令和2年4月30日)	当事業年度 (自 令和2年5月1日 至 令和3年4月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	127	25,876
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	127	25,876
普通株式の期中平均株式数(株)	51,600	51,600

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年4月30日)	当事業年度 (令和3年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	161,906	187,783
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	161,906	187,783
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	51,600	51,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	110,381	560	—	110,941	33,710	6,485	77,231
構築物	47,844	217	—	48,061	25,542	1,962	22,518
車両運搬具	5,207	1,744	822	6,129	4,549	821	1,579
工具、器具及び備品	32,380	2,998	349	35,029	15,471	5,998	19,557
土地	120,761	—	—	120,761	—	—	120,761
建設仮勘定	—	529	—	529	—	—	529
有形固定資産計	316,574	6,049	1,171	321,453	79,274	15,267	242,178

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 せんだい店エアコン工事 2,700千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	令和2年 3月19日	80,000	80,000	0.39	無担保	令和9年 3月18日

(注) 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
—	—	—	—	—	80,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	365,000	245,000	2.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	34,536	38,940	1.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,402	7,032	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	118,884	376,481	1.1	令和6年2月15日～ 令和12年5月10日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	21,852	17,540	—	令和4年8月4日～ 令和7年2月4日
合計	546,675	684,994	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,764	63,914	47,674	63,500
リース債務	6,648	6,334	3,812	745

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	17,068	15,893	17,068	—	15,893

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,318
預金	
普通預金	39,937
計	39,937
合計	43,255

② 売掛金

相手先別

区分	金額(千円)
個人	61,357
(株)ジャックス	2,123
その他	1,437
合計	64,918

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
39,484	406,415	380,981	64,918	85.4	46.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
商品車	706,516
部用品	3,556
合計	710,073

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
印紙他	239
合計	239

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
東西海運(株)	11,178
北北海道ダイハツ販売(株)	7,859
東日本自動車タイヤ(株)	5,866
(有)上杉自工	4,519
その他	42,972
合計	72,395

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
单元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.keijidousyakan.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年7月29日

株式会社軽自動車館
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

御 啓 理 人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社軽自動車館の令和2年5月1日から令和3年4月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社軽自動車館の令和3年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上